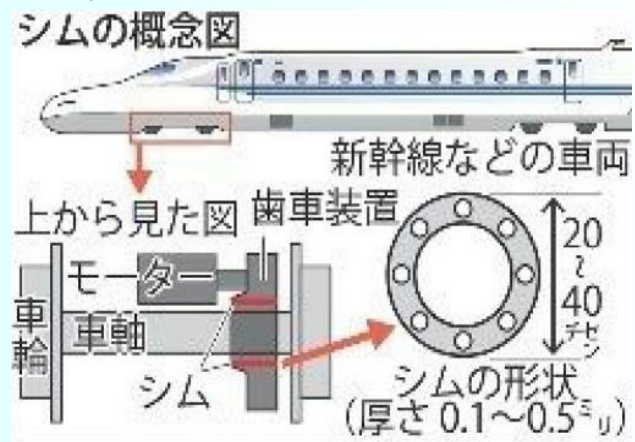


## 歯車装置部品の製造会社が不正取引！ 安全運行に影響はないのか！

マスコミは8月19日、「鉄道車両部品（シム）の製造を受注した会社が、指定された工法で製造せず、不正取引が発覚した」と報道しました。また、「不正取引が発覚した会社は、新幹線車両等に使われるシム（調整板）と呼ばれる部品を大量に受注。シムは、厚さ0.1～0.5mm、直径20～40cmのドーナツ状で、銅の合金や鉄などで作られており、モーターの動力を車輪や車軸に伝える歯車装置内にあり、車軸と装置内の部品の隙間を厳密な規定通りに保つため、重ねて取り付け隙間を埋める部品。」と報道されています。

さらにこの報道に関して、JR東海関西広報室の話として「どのような発注や検査をしたか、早急に事実確認したい」と報道されています。

JR東海労は、異なる工法で部品が製造され、走り装置に使用されていること等から、報道された問題は安全問題であると認識し、会社に対し『申第12号「マスコミ報道（新幹線部品の製造工程）に関する申し入れ」』を提出しました。



### 申し入れ内容

- ◇部品「シム」の使用目的等を明らかにすること。
- ◇マスコミ報道では「当該部品シムは東洋電機製造がエヌ・ケイカンパニーに発注したが、エヌ・ケイカンパニーは指定された工法に依らず製造していた」とされている。「指定された工法」とは、JR東海が指定した工法なのか、明らかにすること。
- ◇マスコミは、JR東海関西広報室の話として「どのような発注や検査をしたか、早急に事実確認したい」と報道しているが、会社が把握した事実を明らかにすること。
- ◇当該部品シムがJR東海所有車両の、どの程度の車両に使用されているのか、新幹線、在来線別に明らかにすること。
- ◇当該部品シムが使用されている車両は、安全運行に影響しないのか、明らかにすること。また、安全運行に影響するとすれば、どのような対策を採るのか、明らかにすること。